



防犯こうち

NO 14

発行編集

公益社団法人高知県防犯協会

〒780-0056

高知市北本町一丁目9番20号

電話 088-875-9861

FAX 088-875-9862

HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

古物営業者のみなさんへ

古物営業者の義務(防犯三大義務)

古物営業法は、その立法趣旨を達成するため、様々な義務を課していますが、その中でも以下の3つが最も重要

- ① 取引相手の確認義務(対面確認方法・非対面確認方法は異なります。)
- ② 不正品の申告義務(直ちに警察官に申告が必要です。)
- ③ 帳簿等の備え付け又は電磁的方法による記録の保存義務
(記載の方法、記録事項、記録の保存方法に定めがあります。)

行政処分の件数

令和6年中の全国における古物商等に対する行政処分

(警察庁公表)

合計 858 件(前年比-65 件)

(内訳)

- | | |
|---------|-------|
| ○取消処分 | 3 件 |
| ○営業停止処分 | 1 件 |
| ○指示処分 | 854 件 |

令和6年中の

古物営業法違反の検挙状況

無許可、変更届出、身分確認、帳簿等記載の各違反で

20 件、14 人

が検挙されています。

上記以外にも、これまでは古物許可携帯義務・行商従事者証携帯義務の違反、古物商許可標識掲示義務違反などで検挙されています。法令に違反すると懲役又は罰金が科せられるほか、「許可の取り消し」や「営業停止(6か月以内)」の行政処分を受ける可能性があります。



ブランド・宝石・貴金属等買取店での防犯対策を!!

【事件1】

令和8年4月末、東京・広尾のブランド品買取店に男3人組が侵入し、エルメスの高級バッグや貴金属などあわせて87点、1億2700万円相当が盗まれる被害が発生

【事件2】

令和8年2月早朝、大阪梅田の店舗ガラスが割られて貴金属やブランドバック等が数十点盗まれる被害が発生

近年、高額な商品を取り扱う店舗では、窃盗のほか、強盗等の重大な犯罪も発生しています。適切な防犯マニュアルを作成するなどにより、被害の未然防止対策に努めてください。

【店舗の実情に応じた防犯対策】

- 110番通報要領の確認及び避難場所の確保
- 外部に異常を知らせるための対策
(防犯ベル、警備会社への通報装置又はそれらと連動した赤色灯の設置等)
- 高額な商品の保管場所の検討や防犯性能の高いショーケース等の活用
- 不審な来客に関する従業員間の情報共有及び警察への連絡